

## 「診療報酬改定結果検証部会」の設置について（案）

### 1 目的

「中央社会保険医療協議会の在り方の見直しについて」（平成16年10月27日中央社会保険医療協議会全員懇談会了解）及び「中央社会保険医療協議会の新たな出発のために」（平成17年7月20日中医協の在り方に関する有識者会議）を踏まえ、「診療報酬改定の結果の検証を行い、これをその後の診療報酬改定に係る議論に繋げていく」ことを目的として、「診療報酬改定結果検証部会」を設置する。

### 2 調査審議事項

当面、診療報酬改定の結果の検証の手法について調査審議を行いつつ、具体的に、診療報酬改定の結果の検証に取り組むこととする。

(考えられる視点)

- ① 医療費全体の動向を踏まえた診療報酬改定全体の検証
- ② 個々の診療報酬改定が企図した効果を挙げているか、という観点からの検証
- ③ 社会保障審議会の医療保険部会及び医療部会において策定される予定の診療報酬改定に係る基本方針に沿った改定が行われたかどうか、という観点からの検証 等

(具体的な検討の進め方)

- 当面、診療報酬改定の結果の検証の手法について調査審議を行いつつ、試行的に平成16年度改定の結果の検証に着手し、可能な範囲で平成18年度改定に向けた議論に活用することを目指す。
- 検証の手法については、以下のような手法を念頭に置きつつも、初めての検証作業であることから、幅広く結果の検証の手法について調査審議を行う。
  - ① 診療報酬改定全体の検証については、平成16年度医療費の動向等を基に、検証を行う。

② 個々の診療報酬改定が企図した効果を挙げているか、という観点からの検証については、

- ・ 平成16年社会医療診療行為別調査において平成16年6月審査分の診療行為の動向が明らかになることや、既に公表されている平成16年7月1日現在の主な施設基準の届出状況等を基に、平成16年度改定の結果についてどのような検証が可能か、検討を行うほか、
- ・ DPC、小児医療など、平成16年度改定の結果の検証に資する調査が行われているものについては、その結果を基に、検証を行う。

③ その他、既存の調査で平成16年度改定の結果の検証に資するものがないうか、幅広く精査を行い、その結果を基に、検証を行う。

○ また、平成18年度改定に際しては、結果の検証を行うことを予め視野に入れて、主要な検証項目や検証の手法について検討を行う。

### 3 構成

中医協公益委員全員により構成する。

なお、必要に応じ、関係者を参考人として参考することとする。

### 4 運営

(1) 会議は、公開とする。

(2) 庶務は、厚生労働省保険局医療課において処理する。

(参考)

「中央社会保険医療協議会の在り方の見直しについて」  
(平成16年10月27日中央社会保険医療協議会全員懇談会了解) (抄)

中医協の審議の透明性の確保について

(診療報酬改定の結果の検証のための新たな部会の設置について)

- 診療報酬改定の結果については、中医協の場において、医療費の動向の報告等が行われてきたが、これまで、診療報酬改定に至る取組と比べ、その取組は不十分であったと言わざるを得ない。審議の透明性の確保の観点からも、診療報酬改定の結果の検証を行い、これをその後の議論に繋げていくことが必要である。
- このため、中医協の中に、公益委員を中心として、診療報酬改定の結果の検証のための新たな部会を設置することとし、その具体的な体制の在り方について、平成16年度中に結論を得ることとする。

「中央社会保険医療協議会の新たな出発のために」  
(平成17年7月20日中医協の在り方に関する有識者会議) (抄)

公益機能の強化について

- 現在、中医協においては、診療報酬改定に係る審議は精力的に行われている一方、診療報酬改定の結果の検証については、医療費の動向の報告等が行われてきた程度で、診療報酬改定に至る取組と比べ、その取組は不十分であったと考えられる。
- 今後、中医協においては、診療報酬改定の結果の検証を行い、これをその後の診療報酬改定に係る議論に繋げていく取組が求められていると言えるが、このような診療報酬改定の結果を検証して国民に分かりやすく説明し、国民の評価に資する機能を、新たな公益機能として、公益委員に担わせるべきである。

- なお、今後、公益委員が診療報酬改定の結果の検証の機能を適切に担っていくためには、公益委員の中に、医療経済、財政、会計等の専門家が必要とされてくるものと思われる。

#### 事後評価の在り方について

- 前述のとおり、今後、中医協においては、診療報酬改定の結果の検証を行い、これをその後の診療報酬改定に係る議論に繋げていく取組が求められていると言える。
- 診療報酬改定の結果の検証に当たっては、「個々の診療報酬改定が企図した効果を挙げているか」といった観点からの検証のほか、「そもそも厚生労働大臣の下における他の諮問機関が策定した診療報酬改定に係る基本方針に沿った改定が行われたかどうか」といった観点からの検証も必要となる。
- 検証に当たっては、公益委員がその機能を担うべきであるが、必要に応じて専門的な立場から調査を実施する者の活用についても検討していくべきである。
- また、検証の結果については、これを公表して国民の目にさらすとともに、その批判に耐え得るような内容のものとしていくべきである。